

【別紙1】パブリックコメントで寄せられた意見に対する市の考え方

■花巻市市民参画条例（素案）への意見と市の考え方

No.	条 項	意見の内容	意見に対する市の考え方	対応
1	その他	<p>(1)パブリックコメントの実施方法について</p> <p>パブリックコメントは、公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、事前に命令等の案を公示し、その案について広く一般から意見や情報を募集する仕組みと認識しています。しかし、<u>花巻市のパブリックコメントは部署によって実施方法に差があり、広く市民から意見を募集しようとする姿勢に疑問を感じます。具体的には、パブリックコメント資料の配置の形式に統一性がなく、市民が関心を抱きにくいと思います。パブリックコメントに出されるさまざまな条例案や計画案の内容は、市民のことや市の将来についてよく考えられており、多くの市民に見てもらいたいところですが、現在の形式は残念ながら、手にしていいものか・読んでいいものか判断しにくいものと思います。現在のパブリックコメントはインターネットでの意見提出が主流だと思いますが、閲覧場所に配置するパブリックコメントのファイル表紙を工夫することで、より多くの市民の目にとどまり市の考え方が広く伝わり、市民が自分事ととらえ自ら主体的にまちづくりにかかわるきっかけになると考えます。</u></p>	<p>(1)パブリックコメントについては、花巻市パブリックコメント制度に関する指針（以下、「パブリックコメントに関する指針」という。）及びパブリックコメント手引きにより実施している。指針第4 実施の周知及び公表の方法等では「公表の際には、計画等の趣旨及び目的等についての説明を加えるものとし、関連資料も併せて公表するなど、市民等が計画等の案の内容について十分理解できるよう留意するものとする。」と、<u>提示する資料の内容についての記述はあるものの、資料の提示方法や配置の仕方などは規定していないことから、ご指摘のように統一性が図られていないものであった。今後は、ご意見を参考に市民参画・協働推進委員会のご意見も伺いながら、資料名、実施期間、担当部署を明記するなど、統一性のある資料提示方法の検討を行い、必要に応じてパブリックコメントに関する指針の改正を行う。また、提示方法について庁内へ周知を図るとともに、配置する資料は、配置する前に地域づくり課で確認するようにしたい。</u></p>	<p>資料名、実施期間、担当部署を明記するなど統一性のある閲覧資料の表示の仕方や配置方法を検討します。</p>
		<p>(2)閲覧場所の増設</p> <p>より多くの市民にパブリックコメントへ参加してもらうため、閲覧場所を増やすことが必要と考えます。例えば、商業施設内にある<u>花巻市情報発信センター「ぶらっと花巻」や、花巻駅前の花巻市定住交流センター「なはんプラザ」など多くの市民が訪れる場所に閲覧場所を設けることが有効と考えます。</u></p>	<p>(2)閲覧場所については、パブリックコメントに関する指針第4実施の周知及び公表の方法等の規定により、担当部署及び総合支所や振興センター、図書館、まなび学園、保健センターなどの多くの市民が利用する市公共施設（38か所）を基本としている。<u>ご意見をいただいた花巻市情報発信センター「ぶらっと花巻」や、花巻駅前の花巻市定住交流センター「なはんプラザ」については、これまで設置場所としていなかったが、ご意見のとおり多くの市民が訪れる場所であるので、市民参画・協働推進委員会のご意見も伺いながら、閲覧場所を増やすことについて検討してまいります。</u></p>	<p>パブリックコメントに関する指針により、閲覧場所については、配置すべき場所を定めておりますが、ご意見を参考に検討していきます。</p>
2	その他	<p>「花巻市市民参画条例（素案）」の第1条には、「市民の参画に関する基本的な事項を定めます。」とあり、素案に示された内容についてはその通りだと思う。<u>市民と市が協働を推進するための計画を3年から5年を目途に策定し、評価検証を繰り返していく旨を明記することが必要と思います。</u></p>	<p>今回の素案でお示ししましたとおり、市民参画条例は、まちづくり基本条例第12条に規定する、市政への参画について定めるものです。なお、協働については、まちづくり基本条例の第2条において、市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割と責務をもって、協力して行動することと定義されている。<u>まちづくり基本条例第14条第1項には、市の執行機関は、協働を推進するため、必要な措置を講ずることについて、第2項では、市の執行機関は第1項に規定した措置を講ずるに当たっては、市民の活動の自主性及び自立性を尊重することについて規定されており、同条第14条に基づき平成23年に協働の指針が策定されている。</u></p> <p>ご提案をいただいた、協働を推進する計画の策定については、一関市で取り組んでおり、地域協働体支援事業補助金の交付や地域による市民センターの管理などについて目標年次を定めて到達点を示している。当市では、市民と市との協働指針を平成23年度に策定し、市民団体活動への補助や、行事の共催、後援などを行ってきたほか、指針の策定以前の平成19年度から地区コミュニティ会議に対して総額2億円の地域づくり交付金を交付し、地域の自主的な取組による課題解決に取り組んできた。また、平成23年度からは、振興センターの指定管理をコミュニティ会議に指定管理を委託しており、協働についての個別の計画は定めてはいないものの、一関市とほぼ同様の取組を行っている。</p> <p>こうしたことについて、当市としても計画を定めて検証することは大いに考えられるところではあるが、国から策定を求められる計画も多い中で、全国の市町村において、策定する計画をこれ以上増やすべきではないという指摘もあり、本市も同様であることから、市職員の負担も考えながら、協働の推進についての計画の策定や評価を行うことについては、今後検討していきたい。</p>	<p>協働計画を策定し、評価検証を行うことについては、他市の事例を参考にしながら、検討していきます。</p>

No.	条 項	意見の内容	意見に対する市の考え方	対応
		市民が市長等に対して地域の社会課題を解決するための提案等 をすることができる、「政策公募手続」に関する内容を盛り込 むと、さらに協働のまちづくりが進むと考えます。	<p>今回制定しようとしている市民参画条例は、まちづくり基本条例第12条で 市民に保障する市政への意見表明の対象と第13条に規定する方法についてを 定めるものである。</p> <p><u>政策などを提言いただくことについては、まちづくり基本条例第5条に規 定する、まちづくりの基本原則に基づき、市民から意見をいただくこととし ており、市民との協働によるまちづくりを推進し、市民や団体からの建設的 な意見や提言を反映させることを目的に広聴事業を実施している。広聴の方 法として、市政懇談会、まちづくり懇談会、市長との対話、要望や陳情の受 付、市長へのはがきやメールの受付の5つがあり、対象として、NPOや地区 コミュニティ会議などの団体のほか、<u>人数の制限なく一人であっても市民が 自らの意志で市政へ意見を表明する機会を設けているものであり、いただい た提案やご意見はその都度検討し、市の施策に必要と考えられるご意見につ いては取り入れるなどの対応をしてきている。</u></u></p> <p>政策提言を受けることについては、市民が参画するという点で、効果があ ると考えられるが、これについては、市民参画条例とは別に考える必要があ る。また、議会とは別に「政策公募手続」を実施することについて、どのよ うな効果があるか検討していきたいと考えている。</p>	<p>市民参画条 例は、まちづ くり基本条例 第12条に基づ き制定される ものである。 政策などを提 言いただくこ とは、広聴事 業を引き続き 実施してい く。</p> <p>なお、政策 提言を受ける ことは、市民 が参画するこ ういう点で効果 があると考え られるが、市 民参画条例と は別に考える 必要がある。 また、議会と は別に「政策 公募手続」を 実施すること について、ど のような効果 があるか検討 していきたい と考えてい る。</p>
3	その他	①市民参画の対象について 現在の条例素案については、「市の政策に関する市民の参画の 範囲と方法」については示されてると思いますが、「市民が積 極的に市政に参画」することについてはほとんど触れられてお らず、その推進の方法も明示されていません。「 <u>市民が積極的 に市政に参画</u> 」する事を含めた条例の制定が必要と意見申し上 げます。	<p>まちづくり基本条例第5条には、まちづくりの基本原則として、市民主体 の自治によるまちづくりを推進するため、「市民、市議会および市の執行機 関が互いの信頼関係のもとに、参画と協働によるまちづくりを行なうこと」 としている。さらに、<u>まちづくり基本条例第7条に市民の責務として、第1項 に「市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責 任を持ち、まちづくりに参画するよう努めるものとします。」と規定されて いることから、ご提案いただいた内容は、まちづくり基本条例に基づいて推 進していくものであり、別に条例で定めることとはされていない。</u></p> <p><u>今回、素案を示した市民参画条例は、まちづくり基本条例第12条第1項で 市民に保障している市政への参画の対象と第13条に規定されている市民参画 の方法を第12条第2項の規定に従って別に条例で定めようとするものであ る。</u></p>	<p>市民の市政へ の参画の推進 については、 まちづくり基 本条例の条文 の中で、規定 されており、 新たに別条例 で定めること は考えており ません。</p>
		②市民参画の推進と方法について 現在の条例素案については、 <u>市民参画の推進方法についての言 及がほとんどなく、現在の市民参画協働推進委員においても 「市の政策に関する市民の参画の範囲と方法」の確認がほとん どで、市民協働・参画の推進について行われていると言えませ ん。</u> 推進委員会については別途規定が定められるとのことですが、 <u>花巻市の協働・参画の推進について検討するような場をき ちんと設けて、推進して頂きたいです。</u>	<p>市民参画・協働推進委員会は、まちづくり基本条例第15条に規定により設 置されており、その所掌は花巻市市民参画・協働推進委員会規則第2条に、 市政への参画方法の研究や改善に関する事項、市民参画と協働の推進に関す る事項、市民参画の評価に関する事項、まちづくり基本条例の見直しに関す る事項について、執行機関の諮問に応じ調査及び審議し、又は執行機関に意 見を述べるものとして規定されている。市民参画の評価の際は、市民参画 をより推進するという視点で、市民参画・協働推進委員会での外部評価及び 職員チーム会議での内部評価の2段階評価を実施している。花巻市市民参画条 例の検討の中でも、市民参画の推進の視点で検討をいただいている。<u>花巻市 市民参画条例の制定後は、花巻市市民参画・協働推進委員会については、条 例施行規則第7条第2項の所掌に「市民参画と協働の推進に関する事項」につ いて、職員チームについては、同条例施行規則第12条第3項所掌に「条例に 基づく市民参画と協働に関すること」についてを規定しようと考えており、 市政への市民参画の推進が図られるよう努めてまいりたい。</u></p> <p>なお、協働に関する事項につきましては、平成22年11月に市から市民参 画・協働推進委員会へ諮問を行い、翌平成23年7月に答申を受けて、市民と 市との協働指針を策定している。</p> <p>市としては、協働の推進に向けて、今後、他市の事例なども研究した上 で、市民参画・協働推進委員会からご意見を伺いながら、市民と市との協働 指針の検証などを進めてまいりたいと考えている。 ※市民参画条例の制定の考えは、上欄の最終段落に同じ。</p>	<p>協働の推進に ついては、他 市の事例研究 を行うととも に、市民参 画・協働推進 委員会のご意 見を伺いなが ら、市民と市 との協働の指 針の検証に取 り組んでまい ります。</p>

【別紙2】4月25日開催の議員説明会で寄せられた意見に対する市の考え方

■花巻市市民参画条例（素案）への意見と市の考え方

■【参考資料】花巻市市民参画条例（素案）への意見と市の考え方

No.	条	項	号	意見の内容	意見に対する市の考え方	対応
				<p><u>市民参画条例の第2条第1項第3号の「市民参画」の定義は、まちづくり基本条例第2条第1項第3号の文言と同じであることから、まちづくり基本条例第12条第1項に基づいて定義をされていると理解している。</u></p> <p><u>しかし、市民の方々が混同してしまわないかと感じたことから、条文のどこかに、市民に分かりやすく「市政への市民参画」という文言を入れたほうがいいのではないかと発言したものを。</u></p> <p>ただし、市において、市民参画条例で定める「市民参画」とは、まちづくり基本条例第12条に規定しており、それを受けてこのような条文の構成にしていると整理をしたうえで、そのような説明するのであれば、修正を求めるものではない。</p>	<p>市民参画条例は、まちづくり基本条例第12条第2項に基づき制定しようとするものであり、市民参画条例第2条第1項第3号で定める「市民参画」は、まちづくり基本条例第2条第1項第3号で定める「参画」と同じことを指すものであり、市政への参画とは、同条例第12条第1項に規定する「まちづくりに関する重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃に当たっては、市民が自らの意志で参画できる方法を用いて、市民が意見表明をする」ことである。</p> <p><u>議員ご指摘のとおり、市民参画条例で定める「市民参画」とは、まちづくり条例で定める参画と同じ定義であり、同条例第12条第2項に基づき制定される条例であるが、市民へ分かりやすくするため、第1条 趣旨の条文中に「市政への」という文言を追記することとしたい。</u></p>	<p>いただいたご意見を参考に、第1条 趣旨の条文中に「市民の参画」の前に「市政への」という文言を追記し、まちづくり基本条例第12条第2項に基づくものであることを分かりやすく示すこととした。</p>

■【参考資料】花巻市市民参画条例施行規則（素案）への意見と市の考え方

No.	条	項	号	意見の内容	意見に対する当日の回答	対応
	2			<p>大規模な市の施設の基準について</p> <p><u>規則の素案で示している大規模な施設の「5億円」あるいは条例素案第2条各号の定義について、吟味する必要があると思う。</u></p> <p>例えば振興センターが老朽化しており、公共施設マネジメントの考えからも長寿命化をしていくという基本的な考えもあるわけだが、仮に新設でも3億円で済むといったような場合でも、こういった地域に直接かかわるものは、しっかりと市民参画を行っていくという考えも必要かと思う。<u>5億円という金額で要件を定めるのではなく、「大規模な施設」とだけ記述して、そのときどきの判断でされてはいかかが。5億円と定めると「4億円はいらない。」という考えになると思う。</u></p> <p>※1 他市の例では金額を定めずに市民参画を行っている例はなかったのか。</p> <p>※2 あるいはこの素案をたたき台として、これから成案に向けて市民の参画を得て、もちろんパブリックコメントはされると思うが、この条例の作成プロセス自体が市民参画を浸透させるということに対して非常に重要なことと思う。</p>	<p>金額を示さず大規模な施設とだけ記述することについては、現行のガイドラインでそのように運用している。しかし、今までガイドラインという内規で運用していた市民参画について、条例と規則を制定するにあたって、市民参画・協働推進委員会及び職員チーム会議から意見をいただき、市民に参画の機会を保障する対象の基準を明確にするという考えで金額を定めようとしたもの。今回お示した、<u>市政への市民参画の手引き案3ページに「市民参画の対象とされた事項はもちろん、それに該当しない事項についても、市の施策策定に当たって適切と判断されたときは、市民の意見を聴く機会を設けることに努めるものとします。」と記述しており、金額が満たないからといって、全く市民の声を聴かないということではない。</u></p> <p>⇒本意見についての検討結果</p> <p>第2条 条例第5条第1項第5号に規定する大規模な市の施設は、事業費が概ね5億円以上の公共の用に供される建物及び公園とする。<u>ただし、同条同項第6号に規定する特定の地域を対象にする建物及び公園については、事業費の額に関わらずその地域における重要性等を考慮して判断する。</u></p>	<p>ご意見について検討を行い、「同条同項第6号に規定する特定の地域を対象にする建物及び公園については、事業費の額に関わらずその地域における重要性等を考慮して判断する。」の文言を追加する。</p>
	2			<p>市民参画条例素案を作るのに当たり、市民参画に関心の高い市民もいると思うので、<u>そうした方々の参画を得て素案づくりを進めるといったことも必要</u>と思う。</p> <p><u>行政で市民参画条例素案を作って市パブコメで市民に示して「どうですか?」ということではなくて、しっかりと市民の参画を得て条例をつくるということが大事だ</u>と思う。</p>	<p>市民参画条例は、<u>まちづくり基本条例第12条と13条で定めている市民参画の基本的な考え方について、条例として定めようとするものであり、市民参画を保障することと、どのようなものを対象とするか、どのような方法をとるかに</u>ついての考え方はまちづくり基本条例に規定されており、これを変えようとするものではない。その上で、これまでまちづくり基本条例に基づく市民参画の運用は、内規ではあるものの、市民参画・協働推進委員会への諮問・答申とパブリックコメントを経て定められた市政への市民参画ガイドラインに基づいて実施していたものを、議会の議決を経て定めようとするものである。</p> <p>市民参画条例制定に係る市民参画については、市民参画・協働推進委員会での審議とパブリックコメントを行って制定しようとするものであり、この点については、令和5年2月14日の市民参画・協働推進委員会で適切との評価をいただいているものである。</p>	<p>素案のとおりとしたいもの。</p>

No.	条	項	号	意見の内容	意見に対する当日の回答	対応
	8	2	1	規則素案で市民参画・協働推進委員の構成について、いまだに「公共的団体から推薦された者」という記述になっている。市民の定義では、個人の市民もあれば、事業を営む者という記述もあるのだから、ここは「公募による」という表現だけでも足りるのではないか。あえて、「公共的団体から推薦された者」としなければならないのはなぜか。	審議会等の設置及び運営に関するガイドラインの第5審議会等の委員の選任の第1項第1号には、「設置目的を考慮し、広く市民各階層から選任すること。ただし、充て職若しくは団体等からの推進により選任されているもの又は特別な事情のある場合は、この限りではない」と規定されている。また、花巻市市民参画・協働推進委員会規則第3条の組織では、公共的団体から推薦された者、学識経験を有する者、公募による者が規定されており、市民参画・協働推進委員会で評価いただく市民参画の事案は、多岐にわたることから、農業、商業、女性、青年といった各分野の団体から推薦をいただき、専門的な見地からご意見をいただくため、このような構成としているほか、地域のコミュニティ会議からも選出いただいている。 様々な立場からのご意見を聞きたいという考えである。	素案のとおりとしたもの。

■【参考資料】花巻市市民参画条例（素案）、条例規則（素案）、手引き（案）に対する質問と市の考え方

No.	条	項	号	質問内容	質問に対する市の考え方	対応
	2	1		大規模な市の施設の5億円の考え方 他市の事例を調べたうえで、大規模な施設の目安として5億円という金額が示された。他市は5億円と定めているのがほとんどなのか。そのほかはははないのか。	今回、市民参画の対象とする事業費の目安を金額で示すことにより対象となる事業が明確になること、その事業費の目安とした金額は全国他市町村の先例地を参考とし、これまでの花巻市における公共の用に供する大規模な施設の事業費の実績を考慮して規定したもの。	
手引き				手引き案の8ページ、市民参画の方法に示されている意向調査について、「多数の対象者から回答をいただく方法」とされているが、これの意味するところはどのような考えか。	市民を無作為抽出することを考えている。	
手引き				手引き案の8ページでは、計画の策定などについて市民の意向調査という考えのようだが、例えば今、市民の最大の関心は図書館の建設場所である。こうしたことにこの意向調査を行うことはできるということでしょうか。	手引きを作成する際に考えたのは、これまでも行っている市民参画の方法を基本に市の計画策定などを前提と考えたもの。市民の意見を聞くということについては、これまで市民参画の対象としていないものでも必要と認めたものは、市民参画に準じた形で行っている。今回お示しした手引きの案の最初のページに「市民参画の対象とされた事項はもちろん、それに該当しない事項についても、市の施策策定に当たって適切と判断されたときは、市民の意見を聴く機会を設けることに努めるものとします。」と記述しているので、個々の事案については、その場でそれぞれ担当部署において検討させていただく。	